

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

建設業法第二十九条の二による告示……………

（都市整備局市街地建設部建設業課）……………

知事指定薬物の指定失効……………

（保健医療局健康安全部業務課）……………

告示（選）

不在者投票管理者を置く施設の指定……………

不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………

東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………

東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………

東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

告示（公）

警備員等の検定の実施（二件）……………

警備員指導教育責任者講習の実施（三件）……………

機械警備業務管理者講習の実施……………

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………

（環境局総務部環境政策課）……………

告示

東京都告示第七百九十一号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在地を確定できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第二項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

令和八年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

商 号 代表者氏名 主たる営業 許可番号 許可年

株式会社 代表取締役 世田谷区深 東京都知事 令和四
匠建築 保坂 貴司 沢五丁目三 許可（般 年九月
十三番三 四）第四五 二十九

株式会社 代表取締役 江戸川区東 東京都知事 令和四
俊栄工業 遠山 俊介 葛西一丁目 許可（般 年二月
二十九番三 三）第一四 二十四

株式会社 代表取締役 千代田区麴 東京都知事 令和五
Valu 池田 能文 町一丁目十 許可（特 年五月
番十一号麴 五）第一五 十一日

町広洋ビル 六〇〇三号
五階
日本総合 代表取締役 品川区八潮 東京都知事 令和五
建設株式 菊池 和幸 三丁目二番 許可（般 年三月
会社 二十七日 四）第一四 二十日
八五一号

東京都告示第七百九十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第百三十三号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和八年六月二十七日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2－{2－[(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール－5－イル)メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N，N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類	Methylenedioxynitazene
(2)	2－{[4－(2－フルオロエトキシ)フェニル]メチル}－5－ニトロ－1－[2－(ピロリジン－1－イル)エチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Fluetonitazepyne、 N-pyrrolidino-fluetonitazene
(3)	N－[2－(5－メトキシ－1H－インドール－3－イル)エチル]プロパン－2－アミン及びその塩類	5-MeO-NiPT

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

本多病院 大田区東矢口一丁目十七番十五号

グランダ新高円寺 杉並区堀ノ内三丁目十番十一号

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和八年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称		所在地
ベル		港区西麻布四丁目七番二号
●東京都選挙管理委員会告示第九十三号		
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。		
令和八年六月二十六日		
東京都選挙管理委員会		
二二一、四七六		
●東京都選挙管理委員会告示第九十四号		
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。		
令和八年六月二十六日		
東京都選挙管理委員会		
一、五四六、七二四		
●東京都選挙管理委員会告示第九十五号		
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙		
権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に		板橋区選挙区
あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。		練馬区選挙区
令和八年六月二十六日		足立区選挙区
東京都選挙管理委員会		葛飾区選挙区
選挙区名	数	江戸川区選挙区
千代田区選挙区	18,371	八王子市選挙区
中央区選挙区	50,104	立川市選挙区
港区選挙区	69,490	武蔵野市選挙区
新宿区選挙区	91,083	三鷹市選挙区
文京区選挙区	62,508	青梅市選挙区
台東区選挙区	59,169	府中市選挙区
墨田区選挙区	80,331	昭島市選挙区
江東区選挙区	138,823	町田市選挙区
品川区選挙区	115,251	小金井市選挙区
田黒区選挙区	78,828	小平市選挙区
大田区選挙区	171,028	日野市選挙区
世田谷区選挙区	196,393	西東京市選挙区
渋谷区選挙区	64,019	西多摩選挙区
中野区選挙区	94,604	南多摩選挙区
杉並区選挙区	148,309	北多摩第一選挙区
豊島区選挙区	76,566	北多摩第二選挙区
北区選挙区	97,400	北多摩第三選挙区
荒川区選挙区	58,010	北多摩第四選挙区
		島部選挙区
		146,310
		170,599
		162,533
		127,945
		159,675
		145,247
		52,141
		41,419
		53,030
		36,826
		72,925
		31,987
		120,348
		34,650
		53,938
		52,845
		57,258
		67,508
		67,815
		85,760
		57,524
		90,433
		53,632
		6,399
告示（公）		
●東京都公安委員会告示第219号		
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」とい		

う。) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和8年6月26日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記	書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの (2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和8年8月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201	(3) 申請先 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (4) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）
1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和8年10月3日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和8年11月28日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで 2 検定の実施場所 品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯨洲運転免許試験場 3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。） 4 検定予定人員 10名 5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明	(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請 (2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年8月26日（水曜日）から同月28日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年8月26日（水曜日）午前8時30分から同月28日（金曜日）午後11時59分まで	

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (4) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し (5) 検定手数料 16,000円 8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第220号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和8年6月26日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和8年10月3日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和8年11月28日（土曜日）	午前8時30分から午後4時30分まで 2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場 3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務（貴重品運搬警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定 4 検定予定人員 15名 5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和8年8月19日（水曜日）及び同月20日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201 6 申請手続 (1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請 (2) 受付期間 警察署に持参 令和8年8月26日（水曜日）から同月28日（金曜日）	日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年8月26日（水曜日）午前8時30分から同月28日（金曜日）午後11時59分まで (3) 申請先 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地在警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (4) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(3)のウに該当する者は、住所地在を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在が明らかとなる書面 (イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(3)のウ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (5) 検定手数料 16,000円 7 問合せ先
--	--	--

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第221号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和 8 年 6 月 26 日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和 8 年 9 月 2 日（水曜日）から同月 9 日（水曜日）までの 7 日間（日曜日を除く。） 午前 9 時から午後 5 時まで 2 講習の実施場所 江東区青海二丁目 4 番 32 号 T I M E 24 ビル 3 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1 号警備業務」という。） 4 講習予定人員 200 名 5 受講対象者	(1) 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第 3 条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。	なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）及び同月 31 日（金曜日）の 2 日間 午前 9 時から午後 5 時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち 160 名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和 8 年 8 月 18 日（火曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前 9 時から午後 5 時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目 1 番 12 号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通 イ 前記 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各 1 通
--	--	---

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者	に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 ウ 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 1通 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通 （受講申込時に提出すること。） 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年8月25日（火曜日）及び同月26日（水曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 47,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312 _____ ●東京都公安委員会告示第222号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年	国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和8年6月26日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和8年11月11日（水曜日）から同月18日（水曜日）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務（運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。） 4 講習予定人員 40名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の
---	---	---

交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期日 令和8年10月8日（木曜日） 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会	電話 03（3837）2160 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年10月27日（火曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合	格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (イ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通 （受講申込時に提出すること。） 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年11月4日（水曜日）及び同月5日（木曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会
---	--	---

- (3) 受講手数料
38,000円
- 9 問合せ先
- (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第223号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に関する規則（昭和58年機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月26日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 講習の実施期間及び時間
令和8年11月16日（月曜日）から同月18日（水曜日）までの3日間
午前9時から午後5時まで
- 2 講習の実施場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室
- 3 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号で定める警備業務（運搬中の現

金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。）

- 4 講習予定人員
10名

- 5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るもの）に限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るもの）に限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
- (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同

等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るもの）に限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るもの）に限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

- 6 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。
なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

- (1) 受講申出の受付期日
令和8年10月9日（金曜日）
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (3837) 2160
- 7 申込手続
- (1) 受付期間
電話受付予約終了後から令和8年10月27日（火曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目 1 番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通 イ 3 号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1 通 ウ 前記 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各 1 通 (ア) 前記 5 の(1)に該当する者は、3 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5 の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記 5 の(2)に該当する者は、1 級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記 5 の(3)に該当する者は、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該	事情を疎明した上で、前記 5 の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (ロ) 前記 5 の(4)の ア に該当する者は、旧 1 級検定の合格証の写し (ハ) 前記 5 の(4)の イ に該当する者は、旧 2 級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5 の(4)の イ に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1 通 (受講申込時に提出すること。) 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和 8 年11月 4 日（水曜日）及び同月 5 日（木曜日）の 2 日間 午前 9 時から午後 4 時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目 1 番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 14,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会	電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 ――― ●東京都公安委員会告示第224号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第 2 項第 1 号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第13条において準用する同規則第 2 条の規定により次のとおり告示する。 令和 8 年 6 月26日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和 8 年10月13日（火曜日）から同月16日（金曜日）までの 4 日間 午前 9 時から午後 5 時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目 1 番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習予定人員 50名 4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。
--	---	--

(1) 受講申出の受付期日 令和8年9月10日（木曜日） 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160 5 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年9月24日（木曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通 （受講申込時に提出すること。） 6 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年10月5日（月曜日）及び同月6日（火曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル	一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 39,000円 7 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312 公 告 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、世田谷清掃工場建替事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。 令和八年六月二十六日 東京都知事 小 池 百合子 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東京二十三区清掃一部事務組合 管理者 吉住 健一 二 対象事業の名称 千代田区飯田橋三丁目五番一号 三 世田谷清掃工場建替事業 工事着手の予定年月日 令和八年六月二十九日 四 工事完了の予定年月日	五 届出日 令和十五年十二月二十八日 令和八年六月十一日
--	---	---

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

